

年金相談 マニュアル

通知編

平成 24 年度版



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

【国民年金適用・保険料】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
納付書	国民年金納付書 （例として4月定時分を掲載）	①定時…年2回（4月・7月） ②随時…資格取得など被保険者の異動 ③再発行…納付書紛失 ④過年度…未納者対策として機構本部より ⑤振替不能分…振替不能分を機構本部より	1
	リーフレット	納付書に同封	9
免除・ 納付猶予	国民年金保険料免除理由該当通知書	被保険者より国民年金保険料免除理由該当届（法定免除）の提出があり、免除が認められたとき	15
	国民年金保険料免除理由消滅通知書	被保険者より国民年金保険料免除理由消滅届（法定免除）の提出の提出があり、免除理由が消滅していると認められたとき	16
	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出があり、承認されたとき	17
		〃（手作成）	18
	国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出があり、承認されなかったとき	19
		〃（手作成）	20
	国民年金保険料免除・納付猶予取消承認通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書の提出があり、承認されたとき	21
		〃（手作成）	22
学生納付特例	国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書	被保険者より、学生納付特例申請書の提出があり、承認されたとき	23
		〃（手作成）	25
	国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書	被保険者より、学生納付特例申請書の提出があり、承認されなかったとき	27
		〃（手作成）	28

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
付加	国民年金付加保険料納付申出受理通知書	被保険者より付加保険料納付申出書を受理したとき	29
	国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書	付加保険料を納付する被保険者に該当しなくなったとき（事務センター）	30
		〃 （年金事務所）	31
	国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書	付加保険料を納付する被保険者に該当しなくなったとき	32
口座振替・クレジット	国民保険料の口座振替開始（変更）のお知らせ	被保険者より、口座振替開始（変更）申出書の提出があり、口座振替を開始するとき	33
	国民保険料口座振替額通知書	口座振替を利用している方に対し、年1回口座振込日及び保険料額を通知	35
	国民年金保険料口座振替停止のお知らせ	被保険者より、口座振替辞退申出書の提出があり、口座振替を停止するとき	37
	国民年金保険料口座振替不能のお知らせ	被保険者より、口座振替開始（変更）申出書の提出があったものの口座振替不能となったとき（不能理由等を出力）	38
	国民年金保険料クレジットカード納付のお知らせ	被保険者より、クレジットカード納付開始（変更）・納付辞退申出書の提出があり結果を通知するとき（納付開始（変更）・納付辞退の内容によって、印字される内容は相違）	39
	国民年金保険料クレジット納付額通知書	クレジット納付を利用している方に対し、年1回納付予定日及び保険料額を通知する	41
	クレジットカードの有効性確認結果のお知らせ	被保険者より、クレジットカード納付開始（変更）申出があったもののクレジットカードが有効でないとき	43
追納	国民年金保険料追納申込承認通知書	被保険者より、国民年金保険料追納申込書の提出があり、承認されたとき	44
還付・充当	国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書・還付請求書	資格喪失・資格記録訂正・免除該当・重複納付等により、過誤納付があったとき	45
	国民年金過誤納保険料充当通知書	過誤納付保険料を未納期間に充当したとき	46

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
督促・差押	国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）	国民年金保険料の滞納者の市区町村から提供を受けた所得情報及び個別訪問等による納付督促の結果を踏まえ、十分な納付負担能力がありながら、度重なる納付督促等を行っても納付の履行がないとき	47
	督促状	最終催告状を発送した後も納付の履行がない場合や、納付計画の提出はあるものの、履行がない場合、納付期限（指定期限）の指定をして送付	48
	差押予告通知書	督促状を発送した後に、納付又は納付意思が確認できない場合、引き続き納付の履行がない場合に、財産の差押を実施する旨を伝えるときに送付	49
資格取得	国民年金第3号被保険者資格該当通知書	被保険者より国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届の提出があり、3号被保険者資格該当と認められたとき	50
	国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書	被保険者より国民年金任意加入被保険者資格取得申出書の提出があり、任意加入資格を取得したとき	51
	国民年金についてのお知らせ ※国民年金被保険者資格喪失通知書（ハガキ）	国民年金被保険者期間満了喪失月の翌月に送付 ＜期間満了日＞ ・第1号被保険者及び第3号被保険者の場合は60歳到達日 ・65歳以上任意加入被保険者の場合は喪失予定年月日 ・65歳未満の任意加入被保険者の場合は65歳到達日	52
控除証明書	社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書	9月30日までに納付有者。11月上旬発送	53
		10月1日～12月31日までにその年始めて納付 2月上旬発送	55
		再交付用（インサーター）	57
		再交付用（一括再発行はがき）	59

【年金受給者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
年金証書	国民年金・厚生年金保険年金証書	新規決定時	61
	厚生年金保険年金証書	〃	63
	船員保険年金証書	〃	65
	国民年金証書	〃	67
	共済年金証書	〃	69
	農林共済年金証書	〃	71
初回支払通知	国民年金・厚生年金保険 初回支払額のお知らせ	遡って支払う場合等（次回以降も調整有の場合等）	73
額変通知	国民年金・厚生年金保険 決定通知書・支給額変更通知書	支給額等が変更になったとき	75
		出力イメージ	77
		通知書文言一覧	79
改定通知	国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書	年金額の改定があったとき	89
	厚生年金保険 年金額改定通知書	〃	91
	共済年金額改定通知書	〃	93
	船員保険年金額改定通知書	〃	95
	船員保険年金額改定通知書（旧法）	〃	97
	国民年金 年金額改定通知書	〃	99
	国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書	年金額の改定があったとき（振込通知書兼）	101
	厚生年金保険 年金額改定通知書	〃	103
	共済年金額 改定通知書	〃	105
	国民年金 年金額改定通知書	〃	107

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
振込通知	年金振込通知書	定時 6月上旬 銀行／ゆうちょ銀行共通	109
		随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行／ゆうちょ銀行共通	111
	船員保険年金振込通知書（旧法）	定時 6月上旬 銀行／ゆうちょ銀行共通	113
		随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行／ゆうちょ銀行共通	115
	国民年金・厚生年金送金通知書	ゆうちょ銀行（郵便局）での窓口払いのとき	117
	厚生年金送金通知書	〃	119
	国民年金送金通知書	〃	121
	国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書	年1通知 6月上旬（単一基礎） 銀行／ゆうちょ銀行共通	123
		随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行／ゆうちょ銀行共通	125
未支給	未支給年金・保険給付決定通知書	未支給年金の給付が決定したとき	127
	未支給年金・保険給付不該当通知書	未支給年金の給付が無い場合	129
	未支給年金・保険給付送金通知書	支払日の前（受取金融機関がゆうちょの場合）	131
	未支給年金・保険給付振込通知書	〃 （受取金融機関が銀行等の場合）	133
	国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書	翌月上旬共済年金支払時に支払（受取金融機関が銀行等の場合）	135
		〃 （受取金融機関がゆうちょの場合）	137
事前通知	次回の診断書の提出について（お知らせ）	現況時の診断書の審査終了後	139
		〃 年金コード26・63（20歳前障害者）	141

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
源泉	公的年金等の源泉徴収票	毎年1月31日までに交付 課税対象年金（老齢・退職）のみ	143
		年金給付の決定変更に伴い過年分の支払 が行われた場合その支払月の上旬	145
	公的年金等の源泉徴収票（遡及 裁定時の過年分源泉）	過年に遡って年金の新規決定が行われた 場合で初回支払月の上旬	147
失権	年金失権通知書	失権したとき	149
時効特例・ 遅延加算金	時効特例給付のお支払いについ て（お知らせ）	機構本部で再決定処理（65歳諸変更再決定 を除く）を行った時効特例給付該当の「年 金証書・決定通知書」に同封	151
		機構本部で65歳諸変更再決定を行った時 効特例給付該当の「決定通知書・支給額変 更通知書」に同封	153
		未支給の時効特例給付該当者に対し送付 する「未支給決定通知者」に同封	155
	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 時効特例給付支 払決定通知書（表面）	時効特例給付が決定したとき（特例法 1 条・2条、付則2条、受給者用・未支給者 用）	157
	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 時効特例給付支 払決定通知書（裏面）	〃 （決定通知書の裏面。各制 度共通）	161
	時効特例給付支払内訳書（新法）	時効特例給付支払決定通知書に添付	163
	〃 （旧法）	〃	165
	「時効特例給付」及び「遅延特 別加算金」のお支払について（お 知らせ）	時効特例給付と遅延加算金を同時に支払 う場合の送付状	167
	時効特例給付支払内訳書・遅延 特別加算金支払内訳書（新法）	時効特例給付と遅延加算金を同時に支払 う場合に決定通知書に添付	169
	〃 （旧法）	〃	171
	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 時効特例給付不 支給決定通知書（表面）	時効特例給付が無い場合 （受給者・未支給者）	173

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
時効特例・ 遅延加算金	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 時効特例給付不 支給決定通知書（裏面）	時効特例給付が無い場合 （決定通知書の裏面。各制度共通）	175
	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 遅延特別加算 金支払決定通知書	遅延加算金が決定したとき	177
	〃 （未支給年金）	〃 （未支給）	179
	国民年金・厚生年金保険・船員 保険・共済年金 遅延特別加算 金不支給決定通知書	遅延加算金が無い場合	181
	〃 （未支給年金）	〃 （未支給）	183
給付証明	年金額等について	源泉徴収票が送付されない障害年金や遺 族年金について支払（支給）額についての 証明の依頼があったとき	185
	年金額等について（回答）	額変の再交付できない場合に年金額の証 明の依頼があったとき（年金額歴史画面の 額を証明）	186
	別紙	必要に応じて年金額等について（回答）の 説明文書として添付	187
住基	住民票コード収録に関するお知 らせ	新規裁定のとき、または、申出により住民 票コードが収録されたとき	189

【その他】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
障害手当金	厚生年金保険障害手当金決定通知書	障害手当金が決定したとき	191
海外送金	国民年金・厚生年金送金通知書	海外居住の年金受給者への送金時（短期以外新法）	193
	厚生年金送金通知書	〃 （旧法厚生年金）	194
	国民年金送金通知書	〃 （旧法国年・旧法短期）	195
脱一	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金支給決定通知書	脱退一時金の支給が決定したとき	197
	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金不支給通知書	脱退一時金の給付がされないとき	199
	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金送金通知書	脱一を送金したとき	203
債権	払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）	納入告知書（領収済通知書）に同封	205
	領収済通知書	返納金がある場合（厚生年金勘定）	206
		〃 （国民年金勘定）	207
		〃 （基礎年金勘定）	208
	過払額の充当について	死亡者に過払があり、当該遺族年金で返納する場合	209
	返納金の分割納付について	分割返納金の納付遅れがあった場合	210

【基礎年金番号・期間】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
基礎年金番号	年金加入期間確認通知書	請求書により求めた場合	211
	被保険者記録照会回答票 （096-1）	電話・インターネットによる見込額試算結果に同封等	213
	基礎年金番号通知書（共済加入者）	共済からの情報提供により基礎年金番号を払い出した場合	215
	基礎年金番号についてのお問い合わせ	基礎年金番号通知書に同封	217
ねんきんネット ID・パスワード	「ねんきんネットご利用に伴う ユーザID・パスワードのお知らせ」	ID・パスワードの発行申し込みがあった場合	219
	「ねんきんネットお申し込みの 審査結果について」	ID・パスワード申し込んだが発行できなかった場合	223
	発送用封筒		227
見込み額	年金見込額のお知らせ （出力イメージ）	年金見込額を依頼した方へ送付	229
	年金加入記録のお知らせ （出力イメージ）	年金見込額のお知らせに同封	230
	年金見込額試算結果について	受給要件を満たしていなかった場合（年金加入記録のお知らせも同封）	231
	年金見込額試算について	インターネット申込み分で本人確認できない場合	232
	年金見込額のお知らせ 送付用封筒		233
定期便 （24年度）	「ねんきん定期便」（はがき）	平成24年度誕生月 （50歳未満 節目年齢以外）	235
		平成24年度誕生月 （50歳以上 節目年齢以外）	236
		平成24年度誕生月 （年金受給者で現役被保険者）	237
		全年齢共通（裏面）	238
	「ねんきん定期便」 （58歳通知）	平成24年度誕生月（58歳または、50歳以上で全期間再交付希望者）	239
	「ねんきん定期便」 （35歳・45歳）	平成24年度誕生月（35歳・45歳）（平成24年度）	253

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
定期便 （２４年度）	「ねんきん定期便」 （在老・全期間再交付）	年金受給者で現役被保険者の再交付（全期間表示）	271
	回答票	平成２４年度定期便送付時（３５歳・４５歳・５８歳または再交付で全期間希望者）	285
	返信用封筒	平成２４年度定期便送付時（３５歳・４５歳・５８歳または再交付で全期間希望者）	287
	発送用封筒	平成２４年度定期便送付時（３５歳・４５歳・５８歳または再交付で全期間希望者）	289
定期便 （２３年度）	「ねんきん定期便」 （５８歳通知）	平成２３年度誕生月（５８歳または、５０歳以上で全期間再交付希望者）	291
	「ねんきん定期便」 （５０歳以上 節目年齢以外）	平成２３年度誕生月（５０歳以上 節目年齢以外）	305
	「ねんきん定期便」 （３５歳・４５歳）	平成２３年度誕生月（３５歳・４５歳）（平成２３年度）	315
	「ねんきん定期便」 （５０歳未満 節目以外）	平成２３年度誕生月（５０歳未満 節目年齢以外）	331
	「ねんきん定期便」 （在老）	平成２３年度誕生月（年金受給者で現役被保険者）	343
	「ねんきん定期便」 （在老・全期間再交付）	年金受給者で現役被保険者の再交付（全期間表示）	351
	回答票	平成２３年度定期便共通（送付時同封）	367
	返信用封筒（平成２３年度）	平成２３年度定期便共通（送付時同封）	369
	発送用封筒（平成２３年度）	平成２３年度定期便送付時（３５歳・４５歳・５８歳または再交付で全期間希望者）	371
		平成２３年度定期便送付時（上記以外の方）	373

(表面)

01 02 03 04 05

999999999 *

(裏面)

届書コード	届書	X X X X X	年金事務所長 あて	国民年金保険料口座振替納付申出書 (年金事務所用)
6541	6			X X 年 月 日

国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので申し込みます。

① 基礎年金番号	② 生 年 月 日	送信	③ 電 話 番 号 種 別	④ 電 話 番 号
9999-999999	X X Z9 年 Z9 月 Z9 日		1 自宅 3 勤務先	
			2 携帯 4 その他	

氏 名	住 所
X X X X X X X X X X X X X X X X (印)	X X

金融機関名	⑥ 預金種別	⑦ 口 座 番 号	⑤ 金融機関コード	支店コード
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 漁協	1 普通 2 当座			

種目コード	契約種別コード	⑧ 通 帳 記 号	⑨ 通帳番号 (右詰めで記入)	⑩ 振替方法	1 毎月納付 (翌月末振替)	3 1年前納
1 6 6	3 2	1 〇 の			2 6ヶ月前納	4 毎月納付 (当月末振替)

フリガナ	住 所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)
⑪ 口座名義人氏 名	

送信	
----	--

金融機関等使用欄
不 備 返 却 理 由
1. 記載事項等不備 ☐ 届出印 ☐ 店名・預金種別 ☐ 口座番号 ☐ 口座名義 ☐ 口座なし 2. その他 ()
確 認 印

- ※ 裏面の注意事項及び記入例をご参照のうえ、太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
- ※ 通常お申し込み1～2ヶ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料の口座振替開始(変更)のお知らせ」で通知いたします。ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
- ※ 口座振替による6ヶ月前納(平成24年4月～平成24年9月分)、1年前納(平成24年4月～平成25年3月分)につきましては、平成24年2月末でお申し込みを終了させていただいております。

銀行等使用欄	
印照合受付	

国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）

国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の約定を確認のうえ依頼します。

X X 年 月 日

国民年金被保険者	基礎年金番号	生年月日	電話番号
	9999-999999	X X Z9 年 Z9 月 Z9 日	
	氏名		住所
	X X X X X X X X X X X X X X X X (印)		X X

指定預金口座	金融機関名	預金種別	口座番号	金融機関コード	支店コード
ゆうちょ銀行 (郵便局で)	銀行 信用金庫 農協 労働金庫 漁協 信用組合 支店	1 普通			
		2 当座			
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）	
	1 6 6 3 2 1		0 の		

フリガナ	住所（ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入）	振替方法
口座名義人氏名	(届出印)	1 毎月納付 (翌月末振替)
		2 6ヶ月前納
		3 1年前納
		4 毎月納付 (当月末振替)

太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申出ください

国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。

- 納め忘れがなく確実です。**
保険料はお客様の預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく確実です。
※保険料を納め忘れると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- 手続きが簡単・無料です。**
口座振替申請付申出書は、年金事務所や金融機関等の窓口にご提出ください。
また、申し込み手続きや引き落としには一切手数料はかかりません。
- 手間と時間が省けます。**
混雑しごちな窓口に毎月訪れる手間と時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。
- 保険料が割引されます。**
口座振替により、まとめて納めたり（前納）、当月末引き落とし（早割）にすると、保険料が割引されお得です。

＜ 国民年金保険料口座振替に関する約定 ＞

- 1 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としの上納付してください。この場合、予約金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
- 2 振替日において納付書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私達は振替を却却しものとさせていただきます。
- 3 この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に預金口座振替辞退（取消）通知書により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取扱いすることとさせていただきます。
- 4 この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかせません。

<記入例>

国民年金保険料口座振替用紙(二) (年金事務所用)

〒654-1 年寄所所在地
 0000-999999 昭和 43年 4月 5日
 国民年金保険料の納付および振替により納付したものとみなす。

平成 24年 4月 1日

年金 太郎 千代田区霞が関1-2-2

国年 霞・関 年寄 1 2 3 4 5 6 7

1 6 6 3 2 1 0 年寄番号 (右欄にて記入)

1 6 6 3 2 1 0 年寄番号 (右欄にて記入)

年金 太郎

国民年金保険料口座振替貯蓄票 (金融機関・ゆうちょ銀行用)

0000-999999 昭和 43年 4月 5日 03-9999-9999

年金 太郎 千代田区霞が関1-2-2

国年 霞・関 年寄 1 2 3 4 5 6 7

1 6 6 3 2 1 0 年寄番号 (右欄にて記入)

年金 太郎

※ 振替の注意事項及び記入例をご参照下さい。未納分の記入は、年金事務所または金融機関にお申し込みください。

※ 通帳がなしの1～2ヶ月間に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)のお知らせ」でお願いいたします。ご利用開始後は、同時に1～2ヶ月間毎月口座振替が開始してまいります。

※ 口座振替による6ヶ月前納(平成24年4月～平成24年3月)、1年前納(平成24年4月～平成25年3月)につきましては、平成24年2月5日以前に申し込みください。

- 「1 毎月納付（翌月末振替）」・・・翌月末に保険料が引き落とされます。（法定納付期限）
「2 6ヶ月前納」・・・・・・・・・・毎年4月末に4月～9月分、10月末に10月～3月分の保険料が引き落とされます。
「3 1年前納」・・・・・・・・・・毎年4月末に4月～3月分の保険料が引き落とされます。
「4 毎月納付（当月末振替）」・・・当月末に保険料が引き落とされます。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・保険料が割引されます。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・※初回は前月分と当月分の2ヶ月分が引き落とされます。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・（割引は当月分からです。）
- ※保険料の割引額は「1年前納」＞「6ヶ月前納」＞「毎月納付（当月末振替）」となっております。（1年前納がもっともお得です。）

金融機関への届出印を
鮮明に押してください。

記入事項を訂正される場合は、必ず訂正印（届出印を押印してください）

平成 22年 3月 4日

日本年金機構

年金 太郎 様

年金見込額試算結果について

さきにお申し込みのありました老齢年金の年金見込額試算の結果については、日本年金機構で管理している被保険者記録では年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）が不足しているため、試算を行うことができませんでした。

日本年金機構で管理しているあなたの被保険者記録は、別添の「年金加入記録のお知らせ」のとおりですのでご確認ください。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、国民年金の保険料を納付した期間または保険料の納付を免除された期間の合計が25年以上（厚生年金保険等の加入期間については下段を参照してください。）ですが、国民年金および厚生年金保険の加入期間のほか、共済組合の組合員であった期間および合算対象期間の合計が25年以上あれば年金の受給権が発生します。

●被用者年金制度加入期間だけの短縮について

下表の左欄に該当する方で、厚生年金保険の被保険者期間（船員保険の被保険者期間を含む）、共済組合等の組合員期間がそれぞれ右欄に掲げる期間以上の場合は、受給資格期間を満たしているものとみなされます。

生年月日	期間
昭和27年 4月 1日以前	20年
昭和27年 4月 2日 ～ 昭和28年 4月 1日	21年
昭和28年 4月 2日 ～ 昭和29年 4月 1日	22年
昭和29年 4月 2日 ～ 昭和30年 4月 1日	23年
昭和30年 4月 2日 ～ 昭和31年 4月 1日	24年
昭和31年 4月 2日以後	25年

合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、受給権を得るための受給資格期間としてみなされる期間のことです。例えば厚生年金保険などの被用者年金制度に加入されている方の配偶者であった期間や、厚生年金保険の脱退手当金を受けた期間、海外在住の期間などがあります。

ご不明な点がございましたら、次までご照会願います。

0570-08-1165（イイロウゴ）

※IP電話・PHSからは「03-6700-1177」にお電話ください。

（受付時間）

○月～金曜日：午前8：30～午後5：15
 ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付
 ○第2土曜日：午前9：30～午後4：00
 ＊祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。
 ※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。
 なんきんダイヤルは、週の後半または月の後半につながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

168-8505

杉並区高井戸西 3-5-24

平成22年 3月 5日

日本年金機構

年金 太郎 様

年金見込額試算について

さきにお申し込みのありました老齢年金の年金見込額試算については、以下の項目が当日本年金機構で管理している記録と相違しているため、回答をいたしかねますので、ご確認ください。

基礎年金番号	*****
フリガナ	*****
氏名	*****
性別	*
生年月日	** ** 年 ** 月 ** 日
郵便番号	***-****
住所	杉並区高井戸西 3-5-24
現在の加入制度	*****

備考	
----	--

- (1) 上記の項目の内、「*」以外の項目に相違があります。
- (2) 入力記録が誤りの場合は、正しいものを入力のうえ、再度お申し込みください。
- (3) 入力記録が正しい場合は、日本年金機構で管理している記録を訂正する必要があります。
 - ・ 現在、厚生年金保険に加入されている方は、勤務先である事業主を経由し、その事業所を管轄する年金事務所にて変更の手続きが必要となります。
 - ・ 現在、厚生年金保険に加入されていない方は、お近くの年金事務所にて変更の手続きが必要となります。
 - ・ 共済組合の組合員であるときは、所属の共済組合にて変更の手続きが必要となります。

この内容についてのご照会は次までお願いします。

0570-08-1165 (イイロウゴ)

※IP電話・PHSからは「03-6700-1177」にお電話ください。

(受付時間)

○月～金曜日：午前8：30～午後5：15

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付

○第2土曜日：午前9：30～午後4：00

* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。
ねんきんダイヤルは、週の後半または月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

平成24年度 定期便
「50歳未満 節目年齢以外」

表 面

料金後納郵便

親展

「ねんきん定期便」です

必ずご覧ください

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び同月内での重複加入期間を除く)が必要です。

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します)

(1)これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2)これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	(年額)	円

※年金額は、これまでの加入実績(厚生年金基金加入期間を含む)のみに応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
※年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合等ですので、お近くの年金事務所にご相談ください。

・上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 円になります。

(60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます)

(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。

※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。

・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。

・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。

(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。



平成24年度 定期便
「50歳以上 節目年齢以外」

表 面

料金後納郵便

親展

「ねんきん定期便」です

必ずご覧ください

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び同月内での重複加入期間を除く)が必要です。

2 老齢年金の見込額(見込額は、ご自身の加入状況の変化や毎年の経済的動向など種々の要因により変化します、あくまでも参考としてください)

年金を受けられる年齢		歳～	歳～	歳～	
(1年間の受取見込額)	基礎年金			老齢基礎年金 円	
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	
			円	円	円
			(定額部分)	円	(経過的加算部分) 円
年金額(1年間の受取見込額)		円	円	円	

※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。(厚生年金基金から受給できる額は除く)

※本来の支給開始年齢で受給した場合の見込額を表示しています。(支給年齢を繰り上げて[繰り下げて]請求した場合の額とは異なります)

※年金額が表示されていない場合は、ご自身の加入記録のみでは300月に達しない場合等です。お近くの年金事務所にご相談ください。

(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。

※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。

・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。

・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。

(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。

目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。



平成24年度 定期便
「受給者であり現役被保険者（在老受給者）」

表 面

料金後納郵便

親展

「ねんきん定期便」です

必ずご覧ください

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしてください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。

※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。
(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

詳しくは「ねんきんネット」で検索 

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

「ねんきん定期便」をお送りいたします

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてお知らせください。（「もれ」や「誤り」が無い場合には、回答の必要はありません）

前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には、調査中の年金記録は反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

同封物

○ ねんきん定期便

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です・・・・・・D-1ページ

これまでの『年金加入履歴』です・・・・・・D-3ページ

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です（※）・・・・D-5厚ページ

（※） 厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封されています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です（※）・・・・・・D-5国ページ

（※） 国民年金の加入履歴のある方のみ同封されています。

○ 「ねんきん定期便」パンフレット

○ 年金加入記録回答票、返信用封筒

お客様の照会番号

（※照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。）

◆◆ 「ねんきんネット」でお客様の年金額が試算できます！ ◆◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様のすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、今後の働き方等、さまざまな条件を入力し年金見込額を試算できます。

下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分**で登録が完了します。ぜひご登録ください。



お客様のアクセスキー

（有効期限：本状到着後3ヶ月）

「ねんきんネット」の申込み手順は裏面をご覧ください。➡

※ 既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めてのご登録は不要です。

※ 「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報に記載されておりますので、大切に保管してください。

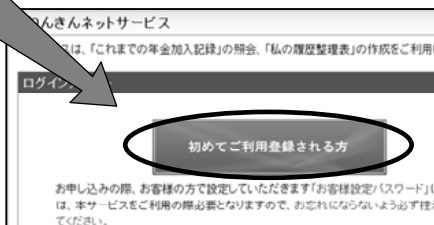
◆◆ ご利用の手続きはとっても簡単！ ◆◆

「ねんきんネット」申込み手順



画面イメージは今後変更される場合があります。

① 日本年金機構 (URL: <http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



② 「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。



③ 左記画面が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックします。

④ 本状の表面に記載されている「アクセスキー(※1)」と、必要な情報(基礎年金番号(※2)、氏名等)を入力します。

※1 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3ヶ月です。お早めに申込みをお願いいたします。
(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度(郵送)がかかります。)

※2 今回ご送付している「ねんきん定期便」は、「ねんきんネット」をご利用登録いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載しておりません。

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。

- ① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ ねんきん特別便、④ 平成23年3月以前に送付された「ねんきん定期便」

なお、上記書類により、ご確認できなかった場合は、

- ・ 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
- ・ 個人情報保護の関係上、お電話で基礎年金番号をお答えすることはできませんが、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。

携帯電話からのユーザID発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>

バーコード読取機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用できます。



※ ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です。
(ただし、年金情報はパソコンからご確認ください。)

※ 申込み時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ ユーザID切り替えのお願い

「ねんきんネット」の「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」のボタンをクリックして、「年金個人情報提供サービス」のユーザIDとお客様設定パスワードでログインしますと、「ねんきんネット」用の新ユーザIDが発行されます。

※ 古いユーザIDは使用できなくなりますので、ご注意ください。

「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

050 (一部) の電話、070 の電話からおかけになる場合は

03-6700-1144

(受付時間)

月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額

※厚生年金基金から受給できる額を除いて計算しています。

※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

年金を受けられる年齢		歳～	歳～	歳～
(1年間の年金の種類と年金額の受取見込額)	基礎年金			老齢基礎年金
				円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
			(定額部分)	(経過的加算部分)
		円	円	円
年金額 (1年間の受取見込額)		円	円	円

- 「ねんきんネット」で、今後、保険料を納付し続けた場合等の年金見込額の試算を自由に行うことができます。ぜひ「ねんきんネット」に利用登録いただき、ご活用ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険 合計 】	(累計額)	円

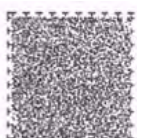
お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。

目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。



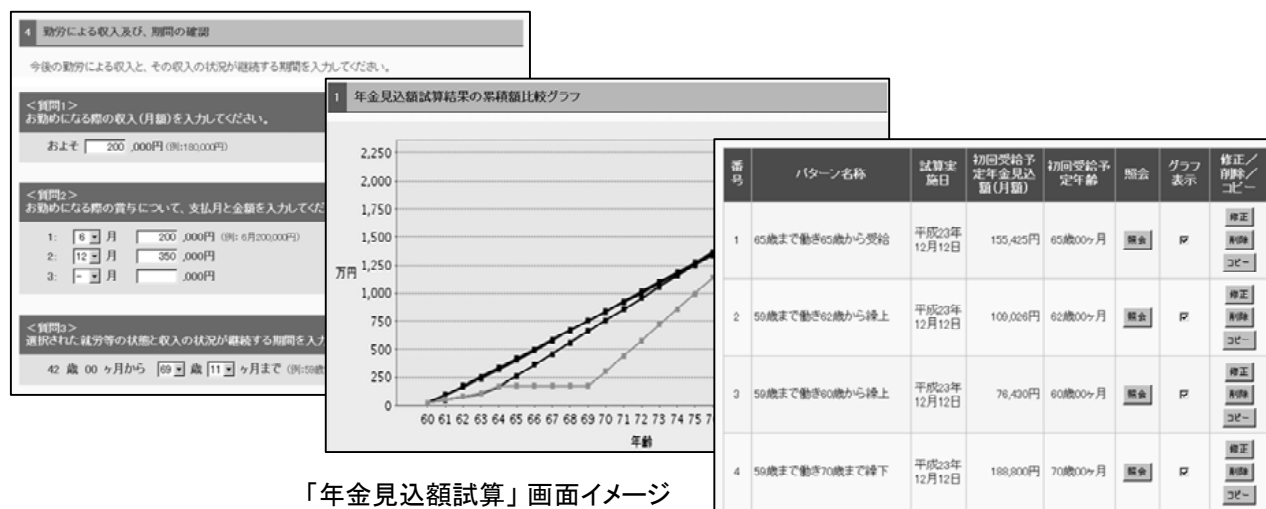
◆◆ 「ねんきんネット」をぜひご利用ください！ ◆◆

お客様の誕生月にねんきん定期便を電子メールでご案内します！

● ご自身の人生設計に合わせて、年金額の試算ができます！

「60歳まで保険料を納め続けた場合」、「年金を受け取りながら働き続けた場合」の年金額など、ご自身の人生設計に合わせた条件にもとづいて、年金額の試算ができます。

また、国民年金保険料を遡って納めた場合、年金額がどの程度増えるのかといった試算もできるようにします。(平成24年8月開始予定)



「年金見込額試算」画面イメージ

● いつでも、最新の年金記録が確認できます！

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

(-)各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和53年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	43歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	44歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成7年度	45歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

「年金記録情報照会」画面イメージ

☎ インターネットのご利用の難しい方は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、年金記録を送付いたします。

※ 今なお、持ち主のわからない年金記録を「ねんきんネット」で検索できるようになります。(平成25年1月開始予定)

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。

【備考欄】

D-3

2010*****Z

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険や共済組合等に参加しておらず、第3号被保険者でない方）の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社（事業所）名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別（「第1号被保険者」等）を表示しています。

会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3／4免除、半額免除および1／4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等（学生納付特例、若年者納付猶予）を追納しなかった期間については、資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。（※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります）

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

標準報酬月額についての裏面の解説をご覧いただいた上で、記載されている金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度 1月 → 平成21年1月

[illegible]

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン(―)で表示されます。

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、あなた様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

○ 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に決め直されます。※

※【定期的に決め直される標準報酬月額】

平成14年度までは、5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として10月から適用されます。
平成15年度以降は、4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として9月から適用されます。

また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「ねんきん定期便に関するQ&A」でご覧いただけます。

注1）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合→62万円、下限を下回る場合→9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）でご覧いただけます。

○ 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給与、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

2 標準賞与額について

平成15年4月から、賞与からも（厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の）保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっていますが、保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円として決定しています。（注2）

注2）平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない（標準賞与にはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には記載していません。

3 保険料の計算方法と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算され、事業主と被保険者で折半して負担します。（1円未満の端数の取扱いについては、お勤め先によって負担方法が異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています）

また、被保険者が負担する保険料は一般的には事業主が給与等から控除し、事業主がまとめて保険者（国）に納付します。

なお、平成7年4月より、育児休業中における被保険者本人が負担する保険料は免除されていますので、保険料納付額には含まれていません。

これまでの国民年金保険料の納付状況です

お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください

(裏面の見方をご覧ください)

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

[illegible]

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度 1月 → 平成21年1月

国民年金保険料の納付状況の見方

〔 納付済月数等の内訳欄の見方 〕

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付 ・ ・ ・ ・ 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除 ・ ・ ・ ・ 国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です。（注1）
- ③ 学生納付特例等 ・ ・ ・ ・ 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。（注2）
- ④ 計 ・ ・ ・ ・ ①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納 ・ ・ ・ ・ 国民年金保険料を納めていない月数です。（半額免除、3／4免除および1／4免除されたが、残りを納めていない月数を含みます）

※ 作成日より前に納付された場合であっても、事務手続きに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合がありますのでご容赦ください。現時点の納付記録は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認できます。

（注1）半額免除制度については平成14年4月から、3／4免除および1／4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

（注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。

なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

〔 月別納付状況欄の見方（表示の説明） 〕

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。（作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります）
／	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金保険、共済組合等に加している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。